

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前																																																																				
<p>1 提供する事項の種類</p> <p>金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第37条の14第9項に規定する特定電子情報処理組織(以下「国税電子申告・納税システム」という。)を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項(以下「申請事項等」という。)である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第9項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第15項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第17項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第19項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第20項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第23項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第22項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第25項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第23項</td> </tr> <tr> <td>(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第11項</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第17項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項	(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第20項	(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第23項	(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項	(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第25項	(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項	(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第11項	<p>1 提供する事項の種類</p> <p>金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第37条の14第9項に規定する特定電子情報処理組織(以下「国税電子申告・納税システム」という。)を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項(以下「申請事項等」という。)である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第9項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第15項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第17項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第19項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第20項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第23項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第22項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第25項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第23項</td> </tr> <tr> <td>(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第11項</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第17項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項	(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第20項	(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第23項	(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項	(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第25項	(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項	(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第11項
申請事項等の名称	根拠法令																																																																				
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項																																																																				
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項																																																																				
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第17項																																																																				
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項																																																																				
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項																																																																				
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項																																																																				
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項																																																																				
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項																																																																				
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項																																																																				
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項																																																																				
(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第20項																																																																				
(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第23項																																																																				
(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項																																																																				
(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第25項																																																																				
(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項																																																																				
(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第11項																																																																				
申請事項等の名称	根拠法令																																																																				
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項																																																																				
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項																																																																				
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第17項																																																																				
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項																																																																				
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項																																																																				
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項																																																																				
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項																																																																				
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項																																																																				
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項																																																																				
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項																																																																				
(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第20項																																																																				
(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第23項																																																																				
(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項																																																																				
(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第25項																																																																				
(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項																																																																				
(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第11項																																																																				
<p>2 レコードの内容及び記録要領</p> <p>各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙1ー1から別紙9のとおりである。</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13第36項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供す</p>	<p>2 レコードの内容及び記録要領</p> <p>各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙1ー1から別紙9のとおりである。</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13第34項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供す</p>																																																																				

改正後	改正前
<p>る同項に定める事項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-1 及び別紙 10-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項に基づき、上記(8)-1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)-2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項に基づき、上記(9)の届出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 12 のとおりである。</p> <p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 （省略）</p> <p>4 ファイル名の仕様 （省略）</p> <p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 （省略）</p>	<p>る同項に定める事項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-1 及び別紙 10-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項に基づき、上記(8)-1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)-2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項に基づき、上記(9)の届出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 12 のとおりである。</p> <p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 （同左）</p> <p>4 ファイル名の仕様 （同左）</p> <p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 （同左）</p>

○ レコードの内容及び記録要領1-2【未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14の2第15項) (別紙1-2)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請者の氏名	半角	
2	提出年月日	元号 年 月 日	申請者「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を提出し、その旨をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領1-2)において同じです。」「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を金融機関引当業者等の営業所の所在地に提出した年月日の元号、年、月及び日を選択してください。 (例)平成30年1月4日 → 4.30.01.04
3	申請者の氏名	半角	
4	申請者の生年月日	元号 年 月 日	申請者の生年月日を選択してください。誕生日の記入は、外国人については、フタミリ・ネーム、フタースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区別してください。 申請者の生年月日については、元号、年、月及び日を選択してください。 (例)平成30年4月15日 → 4.15.04.15
5	申請者の住所(居所)又は所在地	半角	
6	申請者の個人番号	半角	
7	申請者の現住所(居所)又は所在地	半角	
8	申請者の収入番号	半角	
9	申請者の収入番号	半角	
10	申請者の収入番号	半角	
11	申請者の収入番号	半角	
12	申請者の収入番号	半角	
13	申請者の収入番号	半角	
14	申請者の収入番号	半角	
15	申請者の収入番号	半角	
16	申請者の収入番号	半角	
17	申請者の収入番号	半角	
18	申請者の収入番号	半角	
19	申請者の収入番号	半角	
20	申請者の収入番号	半角	
21	申請者の収入番号	半角	
22	申請者の収入番号	半角	
23	申請者の収入番号	半角	
24	申請者の収入番号	半角	
25	申請者の収入番号	半角	
26	申請者の収入番号	半角	
27	申請者の収入番号	半角	
28	申請者の収入番号	半角	
29	申請者の収入番号	半角	
30	申請者の収入番号	半角	
31	申請者の収入番号	半角	

改正前

○ レコードの内容及び記録要領1-2【未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14の2第15項) (別紙1-2)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請者の氏名	半角	
2	提出年月日	元号 年 月 日	申請者「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を提出し、その旨をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領1-2)において同じです。」「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を金融機関引当業者等の営業所の所在地に提出した年月日の元号、年、月及び日を選択してください。 (例)平成30年4月15日 → 4.15.04.15
3	申請者の氏名	半角	
4	申請者の生年月日	元号 年 月 日	申請者の生年月日を選択してください。誕生日の記入は、外国人については、フタミリ・ネーム、フタースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区別してください。 申請者の生年月日については、元号、年、月及び日を選択してください。 (例)平成30年4月15日 → 4.15.04.15
5	申請者の住所(居所)又は所在地	半角	
6	申請者の個人番号	半角	
7	申請者の現住所(居所)又は所在地	半角	
8	申請者の収入番号	半角	
9	申請者の収入番号	半角	
10	申請者の収入番号	半角	
11	申請者の収入番号	半角	
12	申請者の収入番号	半角	
13	申請者の収入番号	半角	
14	申請者の収入番号	半角	
15	申請者の収入番号	半角	
16	申請者の収入番号	半角	
17	申請者の収入番号	半角	
18	申請者の収入番号	半角	
19	申請者の収入番号	半角	
20	申請者の収入番号	半角	
21	申請者の収入番号	半角	
22	申請者の収入番号	半角	
23	申請者の収入番号	半角	
24	申請者の収入番号	半角	
25	申請者の収入番号	半角	
26	申請者の収入番号	半角	
27	申請者の収入番号	半角	
28	申請者の収入番号	半角	
29	申請者の収入番号	半角	
30	申請者の収入番号	半角	
31	申請者の収入番号	半角	

改正後

○ レコードの内容及び記録要領③-1【非課税口座異動届出書に記載された事項等】(相税特別措置法施行令第25条の13の2第4項) (別紙3-1)

項目番号	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事業者の名称	3文字	
2	申請者の氏名	120文字以内	提出者(非課税口座異動届出書)提出した者になります。以下(レコードの内容及び記録要領③-1)において同じです。Jの氏名を記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	提出者の生年月日の年、月、日及び日をそれぞれ1文字のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。 (例)「平成26年4月15日 → 4.01.04.15」
5	提出者の性別	2文字	
6	提出者の住所	125文字以内	提出者の居住者(住所)又は所在地
7	提出者の居住者(住所)又は所在地	125文字以内	
8	提出者の個人番号又は番号	12文字	提出者の個人番号を記載してください。
9	非課税口座の区分	年角 20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関引当業者の営業所に開設されている非課税口座の区分又は番号を記載してください。なお、半角数字又は半角文字の「(イオウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」
10	非課税口座の区分	年角 20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関引当業者の営業所に開設されている非課税口座の区分又は番号を記載してください。なお、半角数字又は半角文字の「(イオウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」
11	特定控除期間の区分	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	特定控除期間の区分(「非課税期間」)を記載してください。
12	特定控除期間の区分	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	特定控除期間の区分(「非課税期間」)を記載してください。
13	特定控除期間の区分	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	特定控除期間の区分(「非課税期間」)を記載してください。
14	提出者の変更前の氏名	年角 125文字以内	提出者の変更前の氏名を記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
15	提出者の変更前の氏名のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地	年角 120文字以内	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地
17	提出者の変更前の居住者(住所)又は所在地	年角 125文字以内	提出者の変更前の居住者(住所)又は所在地
18	提出者の変更前の個人番号	年角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記載してください。
19	提出者の変更前の氏名	年角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更前の氏名のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地	年角 125文字以内	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地
22	提出者の変更前の個人番号	年角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記載してください。
23	提出者の基本日	年角 1文字以内 月角 2文字以内 日角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間
24	提出者の基本日	年角 1文字以内 月角 2文字以内 日角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間
25	提出者の基本日	年角 1文字以内 月角 2文字以内 日角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間
26	提出者の基本日	年角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間

改正前

○ レコードの内容及び記録要領③-1【非課税口座異動届出書に記載された事項等】(相税特別措置法施行令第25条の13の2第6項) (別紙3-1)

項目番号	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事業者の名称	年角 3文字	
2	申請者の氏名	年角 120文字以内	提出者(非課税口座異動届出書)提出した者になります。以下(レコードの内容及び記録要領③-1)において同じです。Jの氏名を記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	提出者の生年月日の年、月、日及び日をそれぞれ1文字のスペースにより区切ってください。 この場合、元号については、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。 (例)「平成26年4月15日 → 4.01.04.15」
5	提出者の性別	年角 2文字	
6	提出者の住所	年角 125文字以内	提出者の居住者(住所)又は所在地
7	提出者の居住者(住所)又は所在地	年角 125文字以内	
8	提出者の個人番号又は番号	年角 12文字	提出者の個人番号を記載してください。
9	非課税口座の区分	年角 20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関引当業者の営業所に開設されている非課税口座の区分又は番号を記載してください。なお、半角数字又は半角文字の「(イオウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」
10	非課税口座の区分	年角 20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融機関引当業者の営業所に開設されている非課税口座の区分又は番号を記載してください。なお、半角数字又は半角文字の「(イオウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」
11	特定控除期間の区分	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	特定控除期間の区分(「非課税期間」)を記載してください。
12	特定控除期間の区分	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	特定控除期間の区分(「非課税期間」)を記載してください。
13	特定控除期間の区分	年角 1文字 月角 2文字 日角 2文字	特定控除期間の区分(「非課税期間」)を記載してください。
14	提出者の変更前の氏名	年角 125文字以内	提出者の変更前の氏名を記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
15	提出者の変更前の氏名のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地	年角 120文字以内	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地
17	提出者の変更前の居住者(住所)又は所在地	年角 125文字以内	提出者の変更前の居住者(住所)又は所在地
18	提出者の変更前の個人番号	年角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記載してください。
19	提出者の変更前の氏名	年角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更前の氏名のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記載してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記載し、それらの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地	年角 125文字以内	提出者の変更前の住所(住所)又は所在地
22	提出者の変更前の個人番号	年角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記載してください。
23	提出者の基本日	年角 1文字以内 月角 2文字以内 日角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間
24	提出者の基本日	年角 1文字以内 月角 2文字以内 日角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間
25	提出者の基本日	年角 1文字以内 月角 2文字以内 日角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間
26	提出者の基本日	年角 2文字以内	提出者の基本日(平成26年1月1日)から平成29年12月31日までの期間

改正後

改正前

項目	項目名	入力文字基準	記号基準
27	提出者の居住地における国内の住所（原則）又は所在地	全角 125文字以内	37条の14第33項の規定により非課税口座開設届出書の提出を受けたものとみなされて開税（以下「みなし開税」といいます。以下レコードの内容及び記号規則（一）において同じです。）された非課税口座である場合には、「後の項目……後の項目」としてください。 勘定決定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座開設届出書に係る非課税口座に届けられている非課税管理助定を決定する際に出発者から提出を受けた非課税通帳履歴等に記載された居住地における住所（原則）又は所在地を勘定所名から選択してください。 勘定決定期間が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「後の項目……後の項目」としてください。 非課税口座開設届出書に係る非課税口座に届けられている非課税管理助定又は非課税助定を決定する際に提出者から提出を受けた非課税通帳履歴等しくは勘定停止通知に記載された発行者又は当該提出者に関する「届出事項」に基づき金融商品取引業者等の営業所の属に提供すべき情報」に記載された管理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、発行者口座の開設の際に提出された発行者非課税通帳履歴又は発行者口座開設通知に記載された管理番号を記録してください。
28	提出者の管理番号	半角 14文字	（例）「管理番号 ー 0101」
29	金融商品取引業者等の営業所の非課税助定の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の非課税助定の名称を記録してください。 （例）「管理助定 ー 提供」
30	金融商品取引業者等の営業所の非課税助定の番号	半角 5文字	（例）「管理助定番号 ー 0101」

（注） 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定決定期間に係る非課税管理助定、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定決定期間に係る非課税管理助定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定決定期間に係る非課税助定の両方が届けられている場合には、それぞれについて上記のレコードを複数してください。

改正後

項目	項目名	入力文字基準	記号基準
27	提出者の居住地における国内の住所（原則）又は所在地	全角 125文字以内	37条の14第33項の規定により非課税口座開設届出書の提出を受けたものとみなされて開税（以下「みなし開税」といいます。以下レコードの内容及び記号規則（一）において同じです。）された非課税口座である場合には、「後の項目……後の項目」としてください。 勘定決定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合には、非課税口座開設届出書に係る非課税口座に届けられている非課税管理助定を決定する際に出発者から提出を受けた非課税通帳履歴等に記載された居住地における住所（原則）又は所在地を勘定所名から選択してください。 勘定決定期間が平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から令和19年12月31日までの期間である場合は提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、「後の項目……後の項目」としてください。 非課税口座開設届出書に係る非課税口座に届けられている非課税管理助定又は非課税助定を決定する際に提出者から提出を受けた非課税通帳履歴等しくは勘定停止通知に記載された発行者又は当該提出者に関する「届出事項」に基づき金融商品取引業者等の営業所の属に提供すべき情報」に記載された管理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、発行者口座の開設の際に提出された発行者非課税通帳履歴又は発行者口座開設通知に記載された管理番号を記録してください。
28	提出者の管理番号	半角 14文字	（例）「管理助定番号 ー 提供」
29	金融商品取引業者等の営業所の非課税助定の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の非課税助定の名称を記録してください。 （例）「管理助定 ー 提供」
30	金融商品取引業者等の営業所の非課税助定の番号	半角 5文字	（例）「管理助定番号 ー 0101」

（注） 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定決定期間に係る非課税管理助定と、平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間の勘定決定期間に係る非課税管理助定又は平成30年1月1日から令和19年12月31日までの期間の勘定決定期間に係る非課税助定の両方が届けられている場合には、それぞれについて上記のレコードを複数してください。

改正前

(同左)

改正後

項目	項目名	入力文字数	記録要領
28	提出者の登録番号	半角 14文字	本成年者口産廃物処分書に係る本成年者口産に現に提出されている非課税管理認定を授受する際に提出者から提出を受けた本成年者非課税適用税票又は本成年者口産廃止通知書に記録された登録番号を記録してください。
29	委託廃品取引業者等の委託所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から本成年者口産廃物処分書の提出を受けた委託廃品取引業者等の委託所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 〔例〕「税務署 ー 区庁」
30	委託廃品取引業者等の委託所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から本成年者口産廃物処分書の提出を受けた委託廃品取引業者等の委託所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 〔例〕「税務署 ー 01101」

改正前

項目	項目名	入力文字数	記録条件
30	移籍の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 ー 01101」
31	移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「神田税務署 ー 神田」
32	移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「田代税務署 ー 01103」

(注) 提出者の所轄税務口番について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の届定税務期間に係る非課税管理助定は平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間の届定税務期間に係る非課税管理助定の場が付けられている場合には、それぞれについて上記のコードを採録してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	記録条件
30	移籍の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 ー 01101」
31	移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「神田税務署 ー 神田」
32	移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移籍先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「神田税務署 ー 01103」

(注) 提出者の所轄税務口番について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の届定税務期間に係る非課税管理助定は平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間の届定税務期間に係る非課税管理助定の場が付けられている場合には、それぞれについて上記のコードを採録してください。

改正前

項目	項目名	入力文字数	記号要領
22	移管前の事業所の所在地	全角 125文字以内	移管前の事業所の所在地を都道府県名から記録してください。
23	移管前の事業所の法人番号	全角 13文字以内	移管前の事業所に係る金融機関引当番号(通常法第15条に規定する法人番号をいいます。以下別格5-2において同じです。)を記録してください。
24	移管先の事業所の名称	全角 60文字以内	移管先の事業所の名称を記録してください。
25	移管先の事業所の所在地	全角 125文字以内	移管先の事業所の所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管年月日	全角 1文字	移管がされた年月日の年号。年、月及び日を記録してください。
27		年	この場合、左列については「L」を記録し、または「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
28		月	(例)「平成30年9月10日」→「4,30,09,10」
29		日	
30	移管先の事業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移管先の事業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「国税税務署 一 福岡」
31	移管先の事業所の所轄税務署の番号	全角 5文字	移管先の事業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「国税税務署 一 01101」

(注) 移管がされた申請提出日について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の届定税定期間に係る申請税管理決定文は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の届定税定期間に係る申請税決定の所方が領けられている場合は、それぞれについて上記のコードを記録してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	記号要領
22	移管前の事業所の所在地	全角 125文字以内	移管前の事業所の所在地を都道府県名から記録してください。
23	移管前の事業所の法人番号	全角 13文字	移管前の事業所に係る金融機関引当番号(通常法第15条に規定する法人番号をいいます。以下別格5-2において同じです。)を記録してください。
24	移管先の事業所の名称	全角 60文字以内	移管先の事業所の名称を記録してください。
25	移管先の事業所の所在地	全角 125文字以内	移管先の事業所の所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管年月日	全角 1文字	移管がされた年月日の年号、年、月及び日を記録してください。
27		年	この場合、左列については「L」を記録し、または「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
28		月	(例)「平成30年9月10日」→「4,30,09,10」
29		日	
30	移管先の事業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移管先の事業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「国税税務署 一 福岡」
31	移管先の事業所の所轄税務署の番号	全角 5文字	移管先の事業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「国税税務署 一 01101」

(注) 移管がされた申請提出日について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の届定税定期間に係る申請税管理決定文は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の届定税定期間に係る申請税決定の所方が領けられている場合は、それぞれについて上記のコードを記録してください。

改正前

(同左)

改正後

項目	項目名	入力文字標準	記録事項
25	上掲株式会社等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項番「10」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等受取出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等受取出書の提出により廃止された当該税務留置決定は算出税務留置決定に上掲株式会社等の受入れをしていない場合には「10」を記録してください。 項番「21」が記録されている場合は、「前の項目」の項目名、「後の項目」としてください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 5文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 【例】「福岡税務署 ー 0101」

項目名		入力文字基準		記録要領	
26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	半角	1文字	提出者に対し非課税口座廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。	
27	上納書等の受入れの有無	半角	1文字	項目26に「1」が記録されている場合は、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理助定又は集積投助定に上納書等の受入れをしている場合には「1」、受入れしていない場合には「0」を記録してください。	
28	勘定決定期間の区分	元号	1文字	項目26に「0」が記録されている場合は、「年の項目」後の項目としてください。	
		年	半角		
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角	2文字	（非課税管理助定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	
				（集積投助定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	
		全角	6文字以内	勘定決定期間の区分	記録要領
				（非課税管理助定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	全角	6文字以内	（集積投助定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	
				4.30	
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から非課税口座廃止届出書に提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「[国税税務署 ― 0110]」	

改正前

項目名		入力文字基準		記録要領	
26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	半角	1文字	提出者に対し非課税口座廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。	
27	上納書等の受入れの有無	半角	1文字	項目26に「1」が記録されている場合は、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理助定又は集積投助定に上納書等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。	
28	勘定決定期間の区分	元号	1文字	項目26に「0」が記録されている場合は、「年の項目」後の項目としてください。	
		年	半角		
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角	2文字	（非課税管理助定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	
				（集積投助定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	
		全角	6文字以内	勘定決定期間の区分	記録要領
				（非課税管理助定）平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	全角	6文字以内	（集積投助定）平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	
				4.30	
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「[国税税務署 ― 0110]」	

改正後

改正前

(同左)

改正後

項番	項目名	入力の形式	取得情報
29	(空白)	—	「前の項目」, 「後の項目」としてください。
30	登録物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	6文字以内 全角	提出者から令和年有口産等廃止事由によるみなし提出又は出願によるみなし提出により令和年有口産廃止届出書の提出を受けたもののみなされる登録物品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「豊野税務署 — 豊野」
31	登録物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5文字 半角	提出者から令和年有口産等廃止届出書の提出を受けた登録物品取引業者等の営業所若しくは提出者から口産等廃止事由によるみなし提出又は出願によるみなし提出により令和年有口産廃止届出書の提出を受けたもののみなされる登録物品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「豊野税務署 — 01101」

改正後

種別	項目名	入力文字基準	記号
35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から届上通知書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記号してください。 (例)「[所轄税務署] - 0110」

改正前

(同左)

○ レコードの内容及び記録要領⑨【届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第11項）（別紙9）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請受理年月日	年月	1000）を記録してください。
2	届出年月日	元号 年 月 日	届出者（非課税口座簡易開設届出書）を提出した者（以下「届出者」といいます。以下「レコードの内容及び記録要領⑨」において同じです。）が「非課税口座簡易開設届出書」を金融機関取引業者等の業務の場から提出した年月日（元号、年、月及び日）を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ各自で2桁を使用することに留意してください。 〔例〕平成31年1月15日 → 43.01.15
3		年	
4		年	
5		年	
6	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	届出者の生年月日	元号 年 月 日	届出者の生年月日（元号、年、月及び日）を記録してください。この場合、元号については、明治は「J」、大正は「Z」、昭和は「S」、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ各自で2桁を使用することに留意してください。 〔例〕平成31年4月15日 → 4.01.04.15
9		元号	
10		年	
11		月	
12		日	
13	届出者の居住所（住所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の居住所（住所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
14	届出者の個人番号	全角 12文字	届出者の個人番号を記録してください。
15	金融機関取引業者等の業務の場からの住所の名称	全角 125文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融機関取引業者等の業務の場からの住所の名称を記録してください。
16	金融機関取引業者等の業務の場からの所在地	全角 125文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融機関取引業者等の業務の場からの所在地を都道府県名から記録してください。
17	金融機関取引業者等の業務の場からの郵便番号	全角 7文字	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融機関取引業者等の業務の場からの郵便番号を記録してください。 〔例〕〒100-0001
18	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
19	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	届出者の生年月日	元号 年 月 日	届出者の生年月日（元号、年、月及び日）を記録してください。この場合、元号については、明治は「J」、大正は「Z」、昭和は「S」、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ各自で2桁を使用することに留意してください。 〔例〕平成31年4月15日 → 4.01.04.15
21		元号	
22		年	
23		月	

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩【届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第37条の14第11項）（別紙9）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請受理年月日	年月	1000）を記録してください。
2	届出年月日	元号 年 月 日	届出者（非課税口座簡易開設届出書）を提出した者（以下「届出者」といいます。以下「レコードの内容及び記録要領⑩」において同じです。）が「非課税口座簡易開設届出書」を金融機関取引業者等の業務の場から提出した年月日（元号、年、月及び日）を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ各自で2桁を使用することに留意してください。 〔例〕平成31年1月15日 → 43.01.01
3		年	
4		年	
5		年	
6	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
8	届出者の生年月日	元号 年 月 日	届出者の生年月日（元号、年、月及び日）を記録してください。この場合、元号については、明治は「J」、大正は「Z」、昭和は「S」、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ各自で2桁を使用することに留意してください。 〔例〕平成31年4月15日 → 4.01.04.15
9		元号	
10		年	
11		月	
12		日	
13	届出者の居住所（住所）又は所在地	全角 125文字以内	届出者の居住所（住所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
14	届出者の個人番号	全角 12文字	届出者の個人番号を記録してください。
15	金融機関取引業者等の業務の場からの住所の名称	全角 125文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融機関取引業者等の業務の場からの住所の名称を記録してください。
16	金融機関取引業者等の業務の場からの所在地	全角 125文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融機関取引業者等の業務の場からの所在地を都道府県名から記録してください。
17	金融機関取引業者等の業務の場からの郵便番号	全角 7文字	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融機関取引業者等の業務の場からの郵便番号を記録してください。 〔例〕〒100-0001
18	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出者の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
19	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	届出者の生年月日	元号 年 月 日	届出者の生年月日（元号、年、月及び日）を記録してください。この場合、元号については、明治は「J」、大正は「Z」、昭和は「S」、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ各自で2桁を使用することに留意してください。 〔例〕平成31年4月15日 → 4.01.04.15
21		元号	
22		年	
23		月	

改正後

○ レコードの内容及び記録要領00-1 【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】
 (相税特別措置法施行令第25条の13第34項)

(別紙10-1)

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	非課税適用特許意書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が非課税特許意書に提供した非課税適用特許意書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用簿」に記載された情報（レコード内内容及び記録要領00-1）項番29）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用簿」に記載がない場合には、「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書が交付される場合には「2」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「2」を記録します。
2	非課税適用特許意書又は非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1文字	非課税適用特許意書が交付される場合には「1」を、非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「2」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「2」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	非課税適用特許意書が交付される場合には、当該非課税適用特許意書に記載された整理番号を記録します。非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。（「ク」名のみ記録します。）

改正前

○ レコードの内容及び記録要領00-1 【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】
 (相税特別措置法施行令第25条の13第36項)

(別紙10-1)

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	非課税適用特許意書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が非課税特許意書に提供した非課税適用特許意書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用簿」に記載された情報（レコード内内容及び記録要領00-1）項番29）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用簿」に記載がない場合には、「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書が交付される場合には「2」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「2」を記録します。
2	非課税適用特許意書又は非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1文字	非課税適用特許意書が交付される場合には「1」を、非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「2」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重復申請に係る非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「2」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	非課税適用特許意書が交付される場合には、当該非課税適用特許意書に記載された整理番号を記録します。非課税適用特許意書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。（「ク」名のみ記録します。）

改正後

○ レコードの内容及び記録要領(0-2)【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】
 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第34項)

(別紙 10-2)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用用承認書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所に長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用用承認書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報(レコードの内容及び記録要領(0-2)項第29)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。(タグ名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用用承認書又は未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1文字	未成年者非課税適用用承認書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同様の重複申請に係る未成年者非課税適用用承認書が交付される場合には「2」を、同様の重複申請に係る未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	未成年者非課税適用用承認書が交付される場合には、当該未成年者非課税適用用承認書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。(タグ名のみ記録します。)

改正前

○ レコードの内容及び記録要領(0-2)【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】
 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第36項)

(別紙 10-2)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用用承認書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所に長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用用承認書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報(レコードの内容及び記録要領(0-2)項第29)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。(タグ名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用用承認書又は未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1文字	未成年者非課税適用用承認書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同様の重複申請に係る未成年者非課税適用用承認書が交付される場合には「2」を、同様の重複申請に係る未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	未成年者非課税適用用承認書が交付される場合には、当該未成年者非課税適用用承認書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用用承認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。(タグ名のみ記録します。)

改正後

○ レコードの内容及び記録要領(1)～2【未成年者口座開設の可否事項】(租税特別措置法第37条の14の2第24項)

(別紙11-2)

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	提出者の氏名	全角 100文字以内	全角 100文字以内
2	提出者のフリガナ	全角 10文字以内	全角 10文字以内
3	提出者の生年月日	年号 1文字	全角 1文字
4		年 2文字	全角 2文字
5		月 2文字	全角 2文字
6		日 2文字	全角 2文字
7	未成年者口座の開設ができない理由	半角 1文字	半角 1文字
8		半角 2文字	半角 2文字
9	提出者の管理番号	半角 14文字	半角 14文字
10	非課税管理助定の年分	年号 1文字	半角 1文字
11		年 2文字	半角 2文字
12	廃止通知書を提出するための記号又は番号	全角 20文字以内	全角 20文字以内

改正前

○ レコードの内容及び記録要領(1)～2【未成年者口座開設の可否事項】(租税特別措置法第37条の14の2第24項)

(別紙11-2)

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	提出者の氏名	全角 100文字以内	全角 100文字以内
2	提出者のフリガナ	全角 10文字以内	全角 10文字以内
3	提出者の生年月日	年号 1文字	全角 1文字
4		年 2文字	全角 2文字
5		月 2文字	全角 2文字
6		日 2文字	全角 2文字
7	未成年者口座の開設ができない理由	半角 1文字	半角 1文字
8		半角 2文字	半角 2文字
9	提出者の管理番号	半角 14文字	半角 14文字
10	非課税管理助定の年分	年号 1文字	半角 1文字
11		年 2文字	半角 2文字
12	廃止通知書を提出するための記号又は番号	全角 20文字以内	全角 20文字以内

改正後

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	提出者の氏名	全角 100文字以内	全角 100文字以内
2	提出者のフリガナ	全角 10文字以内	全角 10文字以内
3	提出者の生年月日	年号 1文字	全角 1文字
4		年 2文字	全角 2文字
5		月 2文字	全角 2文字
6		日 2文字	全角 2文字
7	未成年者口座の開設ができない理由	半角 1文字	半角 1文字
8		半角 2文字	半角 2文字
9	提出者の管理番号	半角 14文字	半角 14文字
10	非課税管理助定の年分	年号 1文字	半角 1文字
11		年 2文字	半角 2文字
12	廃止通知書を提出するための記号又は番号	全角 20文字以内	全角 20文字以内

○ レコードの内容及び記録要領⑫【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（相税特別措置法第37条の14第12項）（別紙12）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項（非課税口座振替引当金口座開設届出書）に記載された事項のうち「金融商品取引業者等の営業所使用種」に記載された種別（レコードの内容及び記録要領⑩）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用種」に該当がない場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
2	他の届出事項及び申請事項の有無	半角 1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項に記載された非課税口座振替引当金口座開設届出書に提出した関係又は他の届出を受ける関係者（以下「レコード」の内容及び記録要領⑩）において「届出事」については、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がなく、当該届出事項に係る非課税口座振替引当金口座開設届出書が租税特別措置法第37条の14第1項の規定により受理することができないもの及び同条第15項の規定により届出することができないものに該当しない場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があり、当該届出事項に係る非課税口座振替引当金口座開設届出書が同条第14項の規定により受理することができないもの又は同条第15項の規定により届出することができないものに該当する場合には「2」を、同時に複数の届出事項の提供があったため、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があったものとされた場合には「3」を記録します。
3	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出事項に記載された届出者の氏名を記録します。
4	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出事項に記載された届出者のフリガナを記録します。
5	届出者の生年月日	半角 11文字	届出事項に記載された届出者の生年月日の年、月及び日を記録します。
6		半角 2文字	この場合、年号については、明細は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を併用することによって入力してください。
7		半角 2文字	(例)「平成元年4月15日 — 4.01.04.15」
8		半角 2文字	届出事項に記載された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
9	届出者の現住所（住所）又は所在地	半角 120文字以内	届出事項に記載された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
10	電話番号	半角 14文字	電話番号を記録します。項番2に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
11	届出事項に記載された届出期間	半角 14文字	届出事項に記載された届出期間を次表「記録要領」欄のとおり記録します。
12		半角 2文字	（非課税口座開設）平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間 （債権投資限定）平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間 （債権投資限定）平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間 4.30

改正前

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項（非課税口座振替引当金口座開設届出書）に記載された事項のうち「金融商品取引業者等の営業所使用種」に記載された種別（レコードの内容及び記録要領⑩）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用種」に該当がない場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
2	他の届出事項及び申請事項の有無	半角 1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項に記載された非課税口座振替引当金口座開設届出書に提出した関係又は他の届出を受ける関係者（以下「レコード」の内容及び記録要領⑩）において「届出事」については、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がなく、当該届出事項に係る非課税口座振替引当金口座開設届出書が租税特別措置法第37条の14第1項の規定により受理することができないもの及び同条第15項の規定により届出することができないものに該当しない場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があり、当該届出事項に係る非課税口座振替引当金口座開設届出書が同条第14項の規定により受理することができないもの又は同条第15項の規定により届出することができないものに該当する場合には「2」を、同時に複数の届出事項の提供があったため、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があったものとされた場合には「3」を記録します。
3	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出事項に記載された届出者の氏名を記録します。
4	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出事項に記載された届出者のフリガナを記録します。
5	届出者の生年月日	半角 11文字	届出事項に記載された届出者の生年月日の年、月及び日を記録します。
6		半角 2文字	この場合、年号については、明細は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を併用することによって入力してください。
7		半角 2文字	(例)「平成元年4月15日 — 4.01.04.15」
8		半角 2文字	届出事項に記載された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
9	届出者の現住所（住所）又は所在地	半角 120文字以内	届出事項に記載された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
10	電話番号	半角 14文字	電話番号を記録します。項番2に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
11	届出事項に記載された届出期間	半角 14文字	届出事項に記載された届出期間を次表「記録要領」欄のとおり記録します。
12		半角 2文字	（非課税口座開設）平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間 （債権投資限定）平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間 （債権投資限定）平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間 4.30

改正

○ レコードの内容及び記録要領⑫【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（相税特別措置法第37条の14第12項）（別紙12）

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項（非課税口座振替引当金口座開設届出書）に記載された事項のうち「金融商品取引業者等の営業所使用種」に記載された種別（レコードの内容及び記録要領⑩）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用種」に該当がない場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
2	他の届出事項及び申請事項の有無	半角 1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した届出事項に記載された非課税口座振替引当金口座開設届出書に提出した関係又は他の届出を受ける関係者（以下「レコード」の内容及び記録要領⑩）において「届出事」については、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がなく、当該届出事項に係る非課税口座振替引当金口座開設届出書が租税特別措置法第37条の14第1項の規定により受理することができないもの及び同条第15項の規定により届出することができないものに該当しない場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があり、当該届出事項に係る非課税口座振替引当金口座開設届出書が同条第14項の規定により受理することができないもの又は同条第15項の規定により届出することができないものに該当する場合には「2」を、同時に複数の届出事項の提供があったため、所轄税務署長が当該届出事項の提供を受けた時期に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供があったものとされた場合には「3」を記録します。
3	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出事項に記載された届出者の氏名を記録します。
4	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出事項に記載された届出者のフリガナを記録します。
5	届出者の生年月日	半角 11文字	届出事項に記載された届出者の生年月日の年、月及び日を記録します。
6		半角 2文字	この場合、年号については、明細は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を併用することによって入力してください。
7		半角 2文字	(例)「平成元年4月15日 — 4.01.04.15」
8		半角 2文字	届出事項に記載された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
9	届出者の現住所（住所）又は所在地	半角 120文字以内	届出事項に記載された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番2に「1」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
10	電話番号	半角 14文字	電話番号を記録します。項番2に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（9桁名のみ記録します。）。
11	届出事項に記載された届出期間	半角 14文字	届出事項に記載された届出期間を次表「記録要領」欄のとおり記録します。
12		半角 2文字	（非課税口座開設）平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間 （債権投資限定）平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間 （債権投資限定）平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間 4.30

改正後